

農地の貸し借りは 農地中間管理事業で

地域で話し合った将来像の実現に向け
公益法人である和歌山県農業公社が農地の貸し借りを行っていきます

出し手



メリット

- 貸付期間満了後、必ず農地は戻ります。
- 賃借料は和歌山県農業公社を通じてお支払い。
- 一定の要件を満たした場合、協力金が交付される可能性があります。

農業公社



連携

市町村

JA

農業委員会

振興局

等の団体

受け手



メリット

- 経営規模の拡大や集約化ができます。
- 賃借料の支払いは和歌山県農業公社へまとめてお支払い。

借受

貸付

農地中間
管理事業
とは…

- 市町村が策定する地域計画（目標地図）を実現するために事業を実施します。（裏面参照）
- 市街化区域外であれば農地中間管理事業での貸借が可能です。
- 賃貸借、使用貸借どちらでも契約することができます。
- 賃貸借は金納のみです。（物納は取り扱いしていません。）
- 荒廃農地である場合や受け手を探しても見つからない場合などは借受できないことがあります。

農地中間管理事業のご相談は

お近くの、市町農業担当課、農業委員会（農業委員、農地利用最適化推進委員）
JA 営農担当窓口、県振興局農業水産振興課または和歌山県農業公社へ

和歌山県農業公社からのお知らせ



農地中間管理事業の運用が 大きく見直されました！

改正前

農業公社が、農地の出し手（地権者）から農地を借り受け、受け手（農業者）を公募した上で貸し付けを行う。

受け手を
公募して
貸し付け

出し手

農業
公社

受け手

改正後

市町村が地域の話合いを基に、農業委員会など関係機関と協力して「目標地図※」を作成する。

農業公社が、農地の出し手（地権者）から借り受け、目標地図に表示された受け手（農業者）に貸し付けを行う。
(農業公社による借受公募は廃止)

目標地図の策定、地域の話合い
により、出し手・受け手を調整

出し手

農業
公社

目標地図に
基づいて
貸し付け

受け手

※運用の見直し時期などは、市町村によって異なります。
お住まいの市町村担当課にお問い合わせ下さい。
※「目標地図」：将来の農地利用の姿を描いた地図。1筆1筆に農業者が貼り付けられる。

農地の売り買いへのお手伝い（特例事業）

農地を
売りたい方

〈メリット〉
不動産譲渡所得税が
800万円まで特別控除
※農業振興地域内の農用地
区域の農地に限ります。

農業公社が
橋渡し

農地を
買いたい方

〈メリット〉
不動産取得税が
2/3に軽減
※上記の軽減措置を受けるた
めには農用地利用集積等促進
計画を活用する必要があります。

- 農業公社が買い入れと売り渡し時期の希望を調整します。
- 売買に伴う事務手続き（契約・登記等）を農業公社が代行します。
※手数料として、売り手、買い手ともに売買金額の1%を頂戴します。
※売買には一定の要件を満たす必要があります。

【お問い合わせ先】

○公益財団法人 和歌山県農業公社（農地中間管理機構）

〒640-8263 和歌山市茶屋ノ丁2-1 和歌山県自治会館6階

TEL：073-432-6115 / FAX：073-422-4031 / E-mail：wanouko@alpha.ocn.ne.jp